

## 議題 3

### 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 広島市似島歓迎交流センター条例の制定議案（広島市少年自然の家条例の一部改正に係る部分に限る。）に対する意見の申出について（代決報告第11号） 10
  
- 2 令和4年度12月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第12号） 17

代決報告第11号

令和4年12月26日提出

広島市似島歓迎交流センター条例の制定議案（広島市少年自然の家条例の一部改正に係る部分に限る。）に対する意見の申出について

広島市似島歓迎交流センター条例の制定議案（広島市少年自然の家条例の一部改正に係る部分に限る。）について、令和4年11月16日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

令和4年12月 日提出

広島市似島歓迎交流センター条例の制定について  
広島市似島歓迎交流センター条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市似島歓迎交流センター条例  
(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は令和5年4月1日から施行する。

(略)

(広島市少年自然の家条例の一部改正)

- 3 広島市少年自然の家条例(昭和53年広島市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市三滝少年自然の家条例

第1条中「本市に少年自然の家」を「広島市三滝少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(位置)

第2条 少年自然の家は、広島市西区三滝本町一丁目73番地の20に置く。

第5条第1項前段を次のように改める。

少年自然の家を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

第7条第1項中「第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者、プール施設を使用しようとする者及びカヌーをプール施設内で」を「少年自然の家の宿泊室（以下「宿泊室」という。）を」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第2項本文を次のように改める。

前項の使用料は、使用許可の際納付しなければならない。

第8条中「使用者」を「宿泊室を使用する者」に改める。

第9条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「使用者」を「宿泊室を使用する者」に改める。

第10条中「使用者」を「第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	使 用 料 の 額	
		小 人	大 人
		円	円

少年等が使用する 場合	1人1泊につき	410	850
少年等以外の者が 使用する場合	1人1泊につき	650	1,330

備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にはないものをいう。

(略)

新旧対照表（広島市少年自然の家条例）

現 行	改 正						
<p><u>広島市少年自然の家条例</u></p>	<p><u>広島市三滝少年自然の家条例</u></p>						
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 自然環境の中での集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、本市に少年自然の家 _____を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 自然環境の中での集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、広島市三滝少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を設置する。</p>						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市似島臨海少年自然の家</td> <td>広島市南区似島町字東大谷182番地</td> </tr> <tr> <td>広島市三滝少年自然の家</td> <td>広島市西区三滝本町一丁目73番地の20</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	広島市似島臨海少年自然の家	広島市南区似島町字東大谷182番地	広島市三滝少年自然の家	広島市西区三滝本町一丁目73番地の20	<p>(位置)</p> <p>第2条 少年自然の家は、広島市西区三滝本町一丁目73番地の20に置く。</p>
名称	位置						
広島市似島臨海少年自然の家	広島市南区似島町字東大谷182番地						
広島市三滝少年自然の家	広島市西区三滝本町一丁目73番地の20						
<p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 <u>少年自然の家(広島市似島臨海少年自然の家のプール施設(以下「プール施設」という。))を除く。次条第1項において同じ。)</u>を使用しようとする者(広島市似島臨海少年自然の家のカヌー(以下「カヌー」という。))にあつては、<u>プール施設外で使用しようとする者に限る。)</u>は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条・第4条 (現行に同じ。)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 <u>少年自然の家を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>_____許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>						
<p>第6条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者、プール施設を使用しようとする者及びカヌーをプール施設内で使用しようとする者(以下「使用者」という。)</u>は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料は、宿泊室又は広島市似島臨海少年自然の家のキャンプ施設(以下「キャンプ施設」という。)</u>を使用しようとする者にあつては<u>使用許可の際、プール施設又はカヌーを使用しようとする者にあつては当該使用の際納付しなければならない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>少年自然の家の宿泊室(以下「宿泊室」という。)</u>を_____使用しようとする者_____は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の使用料は、使用許可の際納付しなければならない。</u></p> <p>_____ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>						

新旧対照表（広島市少年自然の家条例）

(使用料の減免)  
 第8条 市長は、使用者\_\_\_\_\_が少年自然の家の行う行事に参加するとき、その他特に理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)  
 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一\_\_\_\_\_に該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

- (1) 使用者\_\_\_\_\_の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額
- (2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
- (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

(目的外使用等の禁止)  
 第10条 使用者\_\_\_\_\_は、少年自然の家を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

第11条～第20条 (略)

別表（第7条関係）

(1) 宿泊室、キャンプ施設及びプール施設の使用料

区分	単位	使用料の額	
		小人	大人
宿泊室	少年等1人1泊につき	410	850
	が使用する場合		
宿泊室	少年等1人1泊につき	650	1,330
	以外の者が使用する場合		
キャンプ施設	1人1泊につき	220	470
プール施設	1人1回につき	250	490

備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら

(使用料の減免)  
 第8条 市長は、宿泊室を使用する者が少年自然の家の行う行事に参加するとき、その他特に理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)  
 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

- (1) 宿泊室を使用する者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額
- (2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
- (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

(目的外使用等の禁止)  
 第10条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、少年自然の家を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

第11条～第20条 (現行に同じ。)

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料の額	
		小人	大人
少年等が使用する場合	1人1泊につき	410	850
	少年等以外の者が使用する場合	650	1,330

備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいないものをいう。

新旧対照表（広島市少年自然の家条例）

以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。

(2) カヌーの使用料

単位	使用料の額
1艇1回につき	100円



令和4年度12月補正予算議案に対する意見の申出について

別紙の内容による令和4年度12月補正予算議案について、令和4年11月21日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

## 令和4年度12月補正予算

## 文教関係

事 項	補 正 額	説 明						
市有施設における電気料金等の追加措置	10億6,314万5千円  財源内訳  〔 国庫補助金 501万5千円 一般財源 10億5,813万円 〕	市有施設を適切に管理運営できるよう、高騰している電気料金等を追加措置する。  (対象施設等) <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>追 加 措 置 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 際 青 年 会 館</td> <td>501万5千円</td> </tr> <tr> <td>学 校 施 設</td> <td>10億5,813万円</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	追 加 措 置 額	国 際 青 年 会 館	501万5千円	学 校 施 設	10億5,813万円
対 象 施 設	追 加 措 置 額							
国 際 青 年 会 館	501万5千円							
学 校 施 設	10億5,813万円							
学校における感染症対策経費の追加措置	4,814万円  財源内訳  〔 国庫補助金 4,814万円 〕	学校における保健衛生用品や換気対策用備品の購入に要する経費を追加措置する。  既計上額 3億1,095万円  補 正 額 4,814万円  所 要 額 3億5,909万円						
送迎用バスへの安全装置の導入支援	846万円  財源内訳  〔 県補助金 846万円 〕	送迎用バスにおけるこどもの置き去りを防止するため、ブザーの設置などの安全装置の導入に要する経費を措置する。  措置上限額 18万円/台						
利用料金の減収に伴う指定管理料の追加措置	2,660万1千円  財源内訳  〔 国庫補助金 2,660万1千円 〕	新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少している施設の指定管理者が適切に管理運営できるよう、指定管理料を追加措置する。  (対象施設等) <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>指 定 管 理 者</th> <th>追 加 措 置 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 際 青 年 会 館</td> <td>(公財) 広島市文化財団</td> <td>2,660万1千円</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	指 定 管 理 者	追 加 措 置 額	国 際 青 年 会 館	(公財) 広島市文化財団	2,660万1千円
対 象 施 設	指 定 管 理 者	追 加 措 置 額						
国 際 青 年 会 館	(公財) 広島市文化財団	2,660万1千円						

給与改定関係

事 項	補 正 額	説 明
給与改定に伴う補正	(教育費) 5億8,276万6千円  財源内訳 [ 国庫負担金 1億1,424万2千円 一般財源 4億6,852万4千円 ]	給与改定  給与改定率 0.24% 期末・勤勉手当 0.10月分増額 給与改定実施時期 令和4年4月1日

(参考) 令和4年度一般会計 予算規模【教育費、災害復旧費(教育施設災害復旧費)】

区 分	9月補正後予算現額	12月補正予算額	補正後予算額
教育費	1,016億6,643万7千円	17億2,911万2千円	1,033億9,554万9千円
災害復旧費 (教育施設災害復旧費)	1億3,163万1千円	—	1億3,163万1千円